（資料３）

漁管第　　1708　　号
令和７年(2025 年)11 月 13 日

石狩後志海区漁業調整委員会会長　様

北海道知事　鈴　木　　直　道

特定水産資源に関する令和８管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項の規定に基づき、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）に関する令和８管理年度における漁獲可能量を別紙１のとおり定めたいので、同条第２項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、さんま及びまいわし太平洋系群の令和８管理年度の国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、別紙２の取扱いとしたいので、同条第５項において準用する同条第２項の規定により、併せて貴委員会の意見を求めます。

（水産林務部水産局漁業管理課）

別紙１

〇令和８管理年度知事管理漁獲可能量について（案）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項の規定に基づき、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和８管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和７年１２月（　）日

北海道知事　鈴木　直道

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から令和８年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第１項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　さんま

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　3,900 トン

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分		知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量		３，９００トン
	北海道さんま漁業	３，８００トン
	北海道さんまを漁獲するその他漁業	現行水準

第二　まあじ

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　現行水準

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分		知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量		現行水準
	北海道まあじを漁獲する漁業	現行水準

第三　まいわし太平洋系群

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　21,000 トン

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分		知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量		２１，０００トン
	北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	１５，０００トン
	北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準

別紙１

第四　かたくちいわし太平洋系群

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 107,000 トンの内数

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知　事　管　理　区　分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	１０７，０００トンの内数
北海道かたくちいわし太平洋系群漁業	１０７，０００トンの内数

別紙２

国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について
（さんま及びまいわし太平洋系群）

１．背景

これまで、さんま、まいわし太平洋系群の漁獲可能量の配分の変更のうち、以下に該当する場合は、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整員会（以下、「海区委員会」という。）の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきた。

（１）さんま

国の留保からの追加配分及び都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通（以下「融通」という。）に伴い、北海道漁獲可能量に変更が生じた場合に、予め定めた方法により知事管理漁獲可能量等の配分を変更する場合

（２）まいわし太平洋系群

国の留保からの追加配分及び都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通（以下「融通」という。）に伴い、北海道漁獲可能量に変更が生じた場合に、予め定めた方法により知事管理漁獲可能量等の配分を変更する場合

２．今後の取扱い

（１）さんまに係る国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙１－１（さんま）の第３において、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

（２）まいわし太平洋系群に係る国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙１－３（まいわし太平洋系群）の第３において、予め定めた方法により配分することとしており、その方法は全量を北海道漁獲可能量へ配分することとし、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

３．数量変更に伴う手続き

農林水産大臣は、都道府県の数量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第６項において準用する同条第４項）こととされており、知事は、通知を受けたときは、漁業法第 16 条第５項の規定で準用する同条第３項から第４項までの手続きに則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

４．上記２によるもの以外の数量変更の取扱い

上記２（１）から（２）によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に海区委員会の意見を聴く（漁業法第 16 条第５項において準用する同条第２項）。

（資料３－１）

資料２－１

令和８年のＴＡＣについて

令和７年11月５日に開催された、国の水産政策審議会（資源管理分科会）において示された、令和８管理年度における漁獲可能量の当初配分に係る告示案の概要は、次のとおりです。

（単位：トン、（ ）内の数字は前年当初。）

魚種	系群	国の漁獲可能量（TAC）の設定及び配分	農林水産大臣が定める漁獲可能量		
			漁獲可能量	うち大臣管理の数量	うち北海道に定める数量
さんま	北太平洋	○第9回NPFC年次会合（R7年3/24-27）の結果 ・2025年は暫定漁獲管理規則に基づきTACを削減 ・サンマ分布域全体の漁獲を抑制　20.25万ﾄﾝ 北太平洋公海の漁獲量(TAC)　12.15万ﾄﾝ ※2018年漁獲実績の55%減の９割で漁獲停止 ・沿岸国(日ロ)の200海里内漁獲量　8.1万ﾄﾝ ・EEZ内の我が国漁獲量(2023)　79,457ﾄﾝ ・公海における我が国漁獲量(　〃　) 16,166ﾄﾝ	**95,623** (110,911) うち10% (9,562) ※[5,062] を国が留保	81,600 ※86,100 (90,340)	**3,900** (4,500)
			・大臣管理の数量と北海道の数量は、確認書に基づく		

※　留保からIQ管理区分への上乗せ配分後

魚種	国の資源評価			農林水産大臣が定める漁獲可能量		
	系群	資源状態 2024年の親魚量	ＭＳＹ（最大持続生産量）※１	漁獲可能量	うち大臣管理の数量	うち北海道に定める数量
まあじ	太平洋	22,000 SBMSYを下回る。	SBMSY：52,000 **ＭＳＹ：35,000**	**183,200** (145,000) うち20% 36,600 を国が留保	65,000 (51,400)	**現行水準** （現行水準）
	対馬暖流	187,000 SBMSYを下回る。	SBMSY：273,000 **ＭＳＹ：187,000**			
まいわし	太平洋	2,699,000 SBMSYを上回る。	SBMSY：1,432,000 **ＭＳＹ：470,000**	**661,000** (663,000) うち20% 132,200 を国が留保	407,600 (408,900)	**21,000** (21,100)
かたくちいわし	太平洋	61,000 SBMSYを下回る。	SBMSY：112,000 **ＭＳＹ：81,000**	**107,000** (92,000)	107,000ﾄﾝの内数 (92,000)	107,000ﾄﾝの内数 (92,000)

※１　ＭＳＹの上段はＭＳＹを達成する親魚量（SBMSY）、下段は期待できる平均漁獲量

資料２－２

【　さ ん ま　】

（管理期間：令和8年1月～12月）

《 配分の考え方 》

① 国から配分された数量を北海道さんま漁業（以下、「さんま漁業」という。）と、北海道さんまを漁獲するその他漁業（以下、「その他漁業」という。）に区分し管理する。

② 知事許可漁業である「さんま漁業」（さんま棒受け網漁業及びさんま流し網漁業）に「数量配分」する。

③ 「その他漁業」（定置網漁業等）については「現行水準」とする。

④ 配分された3，900トンのうち、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠1，300トンについては、全て「さんま漁業」に配分する。

⑤ 「さんま漁業」への配分については、上記④の1，300トンを控除した2，600トンに、「直近3カ年の平均採捕数量の比率」（99．98%）をかけて配分する。

・漁業法第15条第１項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量

北海道漁獲可能量	3,900	
うち全さんま枠	1,300	A
残　枠	2,600	B

北海道さんま漁業	北海道さんまを漁獲するその他漁業
3,800 3,899 B×(1)＋A	現行水準

（目安数量　100トン）

（参考）　（単位：トン）

●採捕数量

	採捕数量			3カ年平均採捕数量	備考	
	R3	R4	R5			
さんま漁業	14.4	2,734.9	6,141.6	2,963.6	99.98%	(1)
その他漁業	0.2	0.2	1.4	0.6	0.02%	
合計	14.5	2,735.2	6,142.9	2,964.2	100%	

（採捕数量はTAC報告による。）

※R6の知事管理区分における漁獲が0であるため、R3～R5の3カ年平均で算定

資料２－３

【　ま　あ　じ　】

（管理期間：令和8年1月～12月）

《配分の考え方》

国から示された数量が「現行水準」であるため、漁業種類等を区分せず管理することとし、配分は「現行水準」とする。

漁業法第15条第１項第２号に基づき国が定めた
北海道漁獲可能量（国から示された量）

（参考）

●採捕数量　（単位：トン）

	令和4年	令和5年	令和6年	3年平均
まあじ	231.2	16.4	195.0	147.5

（採捕数量はTAC報告による。）

資料２－４

【　まいわし太平洋系群　】

（管理期間：令和8年1月～12月）

《配分の考え方》

① 国から配分された数量を「火光を利用する敷網試験操業」と「その他漁業」に区分し管理する。

② 「火光を利用する敷網試験操業」（北海道知事の特別採捕許可により行われる試験操業）に「数量配分」する。

③ 「その他漁業」（定置網漁業など）については、現行水準とする。

④ 「火光を利用する敷網試験操業」への配分は、令和7年と同量を配分する。

漁業法第15条第１項第２号に基づき国が定めた
北海道漁獲可能量（国から示された量）

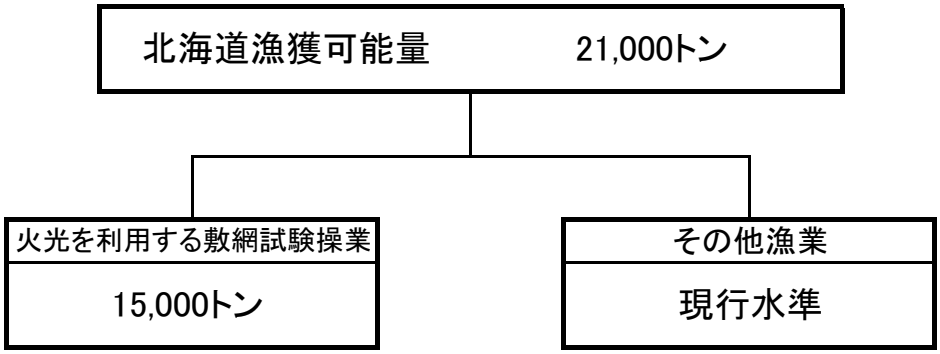

（参考）
●採捕数量　（単位：トン）

	令和4年	令和5年	令和6年	平均
火光を利用する敷網試験操業	**5,383**	**10,446**	**9,080**	**8,303**
その他漁業	**14,660**	**35,584**	**26,051**	**25,432**
まいわし計	**20,043**	**46,030**	**35,131**	**33,735**

（採捕数量はTAC報告による。）

資料２－５

【　かたくちいわし太平洋系群　】

（管理期間：令和8年1月～12月）

《配分の考え方》

① 海域を区分せず、「北海道かたくちいわし太平洋系群漁業」として管理する。

② 「北海道かたくちいわし太平洋系群漁業」に全量配分する。

漁業法第15条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量
（国から示された量）

北海道漁獲可能量　　107,000トンの内数

北海道かたくちいわし太平洋系群漁業
107,000トンの内数

（参考）

●採捕数量　　（単位：トン）

	令和4年	令和5年	令和6年	平均
北海道かたくちいわし太平洋系群漁業	240	89	296	ー
計	240	89	296	ー

※採捕数量は、R4迄北海道水産現勢、R5以降は水揚げDBによる。

（資料３－６）

資料　２－６

令和7年と令和8年の配分量の比較について

単位:トン

特定水産資源	令和7年配分量(A)		令和8年 配分量(B)	B－A	管理期間
	当　初	変　更			
さんま	**4,500**	**3,900**	**3,900**	**▲ 600**	1月 ～ 12月
北海道さんま漁業	4,400	3,800	3,800	▲ 600	
北海道さんまを漁獲するその他漁業	現行水準	現行水準	現行水準	―	
まあじ	**現行水準**		**現行水準**	**―**	
北海道まあじを漁獲する漁業	現行水準		現行水準	―	
まいわし太平洋系群	**21,100**		**21,000**	**▲ 100**	
北海道まいわし太平洋系群 火光を利用する敷網試験操業	15,000		15,000	0	
北海道まいわし太平洋系群を 漁獲するその他漁業	現行水準	現行水準	現行水準	―	
かたくちいわし太平洋系群	**92,000トンの内数**	**―**	**107,000トンの内数**	**―**	
北海道かたくちいわし太平洋系群漁業	92,000トンの内数	―	107,000トンの内数	―	